官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○外国為替令第七条の規定に基づき、財務大臣が指定する取引又は行為を指定する件の一部を改正する件（財務二六七）　一
○外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件（同二六八）　二
○外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件の一部を改正する件（同二六九）　二
○外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件第八号ただし書に規定する我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なものとして経済産業大臣が指定する役務取引の一部を改正する件（経済産業一二八）　三
〔その他告示〕
○国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件の一部を改正する件（外務三〇〇）　三
○ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定する件の一部を改正する件（同三〇一）　三
○国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる特定の船舶に関する役務取引等の規制措置の対象となる船舶の国際海事機関船舶識別番号に関する件（同三〇二）　三

法規的告示

○財務省告示第二百六十七号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第七条の規定に基づき、外国為替令第七条の規定に基づき、財務大臣が指定する取引又は行為を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二日　財務大臣　片山さつき

第二号中「第十号」の下に「及び第十三号」を加える。

附　則

この告示は、外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件の一部を改正する件（令和八年十月財務省告示第二百六十九号）の適用される日から適用する。

○財務省告示第二百六十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二日　財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一～三の二　略］ 三の三　法第二十条第二号に規定する資本取引のうち、居住者による非居住者に対する特定の船舶の売買、貸渡若しくは傭船に伴う金銭の貸付契約又は債務の保証契約（法第二十条の二第二号に規定する電子決済手段等の貸借契約又は電子決済手段等を移転する義務の保証契約を含み、債務の保証契約にあっては債務者が非居住者である場合に限る。）に基づく債権の発生等に係る取引。 ［四～十　略］ 備考　第三号の二及び第三号の三における用語の意義は、次に定めるところによる。 ［一～五　略］	［一～三の二　同上］ ［新設］ ［四～十　同上］ 備考　第三号の二における用語の意義は、次に定めるところによる。 ［一～五　同上］